

就職氷河期世代活躍支援のご案内

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる「就職氷河期世代」の方々の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。

和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォームでは、こうした就職氷河期世代の方々の活躍を支援しています。

事業主の皆さまには、就職氷河期世代の活躍支援のための各種助成金やハローワークの就職氷河期世代専門窓口などをご利用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

就職氷河期世代を採用するポイント

インターン実施で
ミスマッチ回避

工場見学や作業の一部体験
と併せて就労環境を事前開示



応募の際の不安解消！
入社後のミスマッチを回避
することで早期離職を防止！

資格取得と
キャリアアップ見える化
で安定戦力へ

費用補助 & 社内研修を実施



資格取得とキャリアアップ
を実現！

適材適所で定着へ

様々なOJTで
適材適所の部署を発掘



本人の適性を見極め、働き
続けることのできる配置を
柔軟に検討・対処すること
で就労が安定！

助成金等の説明

正社員経験が無い(少ない)方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に着くことが困難な方をハローワークなどの紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度です。



対象となる労働者

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など（以下、「ハローワークなど」という）の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

- ①1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれた方
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方
- ③ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

支給額

（対象労働者1人あたり）

計 **60**(50) 万円

第1期 30(25)万円
第2期 30(25)万円

※雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期といたします。
※()内は大企業に対する支給額

※1年以上にわたり継続雇用した場合等において、和歌山県の就職氷河期世代正規雇用促進助成金と併せて中小企業で100万円（大企業で80万円）となる場合があります。

求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合



トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。（ハローワークなどへトライアル雇用求人への提出を行ってください。）

対象となる労働者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方
 - ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方
 - ④生年月日が1968年（昭和43年）4月2日以降の方で、ハローワークなどで担当者制による個別支援を受けている方
 - ⑤就職の援助を行うに当たって、特別の配慮を要する方（生活保護受給者等）
- ※その他、詳細の定めがあり、個別パンフレット等にてご確認ください。

支給額
(対象労働者1人あたり)

月額最大 **5万円**
(最長3か月間)

労働者の職業能力開発を効果的に促進しようとする場合



人材開発支援助成金（人材育成支援コース＜有期実習型訓練＞）

正社員経験が少ない有期契約労働者等を対象に、正規雇用労働者等への転換を目指すOFF-JTと適格な指導者の指導の下で行うOJTを組み合わせる実施する助成メニューです。

基本要件

- ①OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせる実施する訓練であること
- ②訓練実施期間が2か月以上であること
- ③総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
- ④総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること
- ⑤訓練終了後にジョブ・カード様式3-3-1-1「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）」により職業能力の評価を実施することなど

支給額

- ①賃金助成 **760円（380円）** / 時・人
- ②その他、「経費助成」や「OJT実施助成」の支給あり

※()内は大企業に対する支給額

企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合



キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。）

対象となる労働者

- ①事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等
 - ②正規雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと
 - ③正社員化後6か月間の賃金を、正社員化前6か月間の賃金より3%以上増額させている事業主であることなど
- ※その他、詳細の定めがあり、個別パンフレット等にてご確認ください。

支給額

(対象労働者1人あたり)

- ①有期→正規: **80万円（60万円）**
- ②無期→正規: **40万円（30万円）**

※()内は大企業に対する支給額

※上記、各種助成金の詳細は、各助成金コースの右側に貼付の二次元バーコードよりご確認ください、下記までお問い合わせください。

就職氷河期世代を対象としたハローワークへの求人申し込み

労働者の募集・採用の際は、原則として年齢制限を禁止していますが、就職氷河期世代（昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者）を対象とする求人募集が可能となりました。

限定求人

就職氷河期世代の応募に限定した求人

- 年齢：36歳以上56歳以下
 - 雇用期間：定めなし
 - 経験等：不問
 - 免許資格：不問または実務経験を問わない
- ※備考欄に「限定求人」であることの記載

2
求人
方法は
ず

歓迎求人

就職氷河期世代の応募を歓迎する求人

- 年齢：不問または定年年齢未満
 - 雇用期間：定めなし
 - 経験等：不問
 - 免許資格：不問または実務経験を問わない
- ※備考欄に「歓迎求人」であることの記載

